

## 4 オウム真理教対策に関する要望

- 地方三団体 -

10月14日、全国知事会・全国市長会・全国町村会の地方三団体は、別紙のとおりオウム真理教対策に関して緊急の要望を行った。要望書については、法務省、自治省及び警察庁に直接提出するとともに、衆参両院法務委員会及び地方行政委員会に所属する各国会議員に提出した。

この要望は、オウム真理教団が全国各地で地域住民との間に様々なトラブルを生じさせている状況を鑑み、内閣及び国会において対策に係る新規法律案の提出が検討されていることを背景に、立法を含めた実効性のある措置を速やかに講じるよう、政府及び国会に要望したものである。

その後、第146回国会（臨時会）には、オウム真理教対策として「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案」（内閣提出）及び「特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案」（議員提出）の2法案が提出され、いずれも国会における審議を経て12月3日に成立し、同月7日に公布された。

## オウム真理教対策に関する要望

松本サリン事件や地下鉄サリン事件などを引き起こしたオウム真理教は、最近、その活動を一層活発化させている。そのため、全国各地で地域住民との間に様々なトラブルを生じ、住民に大きな不安を与えている。

関係する地方公共団体においては、住民が安心して暮らすことができるよう、オウム真理教をめぐる問題を1日も早く解決し、不安を解消するため努力しているが、自治体のみでこれを根本的に解決することは困難である。

よって、国においては、各省庁間の一層の連携の下、オウム真理教の活動実態を的確に把握し、問題発生の防止に当たられるとともに、オウム真理教の活動規制等の立法措置を含め、速やかに実効性のある万全の措置を講じられるよう強く要望する。

平成11年10月14日

全国知事会

全国市長会

全国町村会